

平成21年4月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ャ ル レ
代 表 者 名 代 表 執 行 役 社 長 岡 本 雅 文
(コード番号 9885 大証二部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 奥 平 和 良
TEL (078) 792-7134

執行役人事に関するお知らせ

当社は、平成21年4月10日開催の取締役会におきまして、執行役人事について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

執行役人事（平成21年4月10日付）

新 役 職 名	氏 名	旧 役 職 名
執行役 管理本部、情報システム本部、 内部統制、コンプライアンス、 適時開示（適時情報開示、IR） 担当	馬 場 博 明	顧問

当社は、平成21年1月9日に「ガバナンス監視委員会」の設置を行い、創業家一族の意向に左右されることなく、少数株主の利益にも配慮した経営を適正なコーポレート・ガバナンスが構築されるかどうかにつき、監視、助言を頂いております。

当社の執行役馬場博明について、創業家一族の意向にとらわれることのない経営上の判断をできるに十分なる独立性及び相当性があるかを「ガバナンス監視委員会」のチェックを受け、その答申書を受領しましたのでお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、添付資料のとおりです。

添付資料：答申書（平成21年3月31日 ガバナンス監視委員会）

以 上

平成 21 年 3 月 31 日

株式会社シャルレ 御中

答 申 書

株式会社シャルレ
ガバナンス監視委員会

委員長 稲 葉 威 雄

委員 竹 原 相 光

委員 河 津 博 史

当委員会は、貴社からの諮問事項に対して、下記のとおり答申する。

1. 諮問事項

貴社取締役会が、馬場博明氏（以下「馬場氏」という。）を執行役（管理本部、情報システム本部、内部統制、コンプライアンス、適時開示担当）に選任することについての相当性

2. 結論

貴社取締役会が、馬場氏を執行役（管理本部、情報システム本部、内部統制、コンプライアンス、適時開示担当）に選任することについて、これを不相当とする理由は認められない。

3. 理由

貴社取締役会は、馬場氏を執行役（管理本部、情報システム本部、内部統制、コンプライアンス、適時開示担当）として適格であるとする理由として、概要、馬場氏が、①経理・財務畑を主要な経歴としており、人事・総務、営業業務、IT 分野での業務につ

いても経験を有していることから、管理本部及び情報システム本部を統括するに足りる十分な知識と経験を有しているものと考えられること、②平成 21 年 2 月 25 日に貴社の顧問に就任するまでの間、貴社との接点がなかったことから、貴社の改善分野である内部統制、コンプライアンス、適時開示の業務を適正に運営することが期待できること、③前歴においてボードメンバーに就任しており、指導力が期待できることのほか、従来のビジネス交流から得られた幅広い人脈を今後の貴社の戦略・戦術に役立てることが期待できること、④平成 21 年 2 月 25 日に顧問として就任した後、担当予定部門との関係は良好であり、取締役会にオブザーバーとして出席した際の発言や考え方が経営陣の一員として活躍してもらうことを期待させるに十分なレベルのものであったこと、などの点を挙げる。

当委員会としては、馬場氏につき、岡本・橋本両執行役の主導の下、人材紹介会社からの紹介に基づいて人選した上、顧問として任用し、貴社取締役会が、その経歴に関するレファレンスをも取得し、さらに顧問としての業務状況を観察した上で、上記の要素を勘案して、執行役として適格と判断したことについては、取締役会としての裁量を逸脱するものではないと考える。また、馬場氏は、人材紹介会社を通じて紹介を受けたのであり、創業家との間に何らの関係もないことからすると、創業家からの独立性の観点からも特段の問題はない。

したがって、当委員会としては、馬場氏について執行役として不相当とする理由はないと考えるので、上記結論のとおり答申する。

以 上